

四日市市告示第 27 号

四日市市生食用食肉の取扱指導要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 6 年 2 月 1 日

四日市市長 森 智広

四日市市生食用食肉の取扱指導要綱の一部を改正する要綱

四日市市生食用食肉の取扱指導要綱（平成 24 年四日市市告示第 396 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この要綱は、生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設における生食用食肉の取扱いについて、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）、法第 13 条第 1 項の規定に基づき <u>内閣総理大臣</u> が定めた食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準」という。）、三重県食品衛生法施行条例（平成 12 年三重県条例第 8 号。以下「県条例」という。）及び四日市市食品衛生法施行細則（平成 20 年 3 月 31 日規則第 37 号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この要綱は、生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設における生食用食肉の取扱いについて、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）、法第 13 条第 1 項の規定に基づき <u>厚生労働大臣</u> が定めた食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準」という。）、三重県食品衛生法施行条例（平成 12 年三重県条例第 8 号。以下「県条例」という。）及び四日市市食品衛生法施行細則（平成 20 年 3 月 31 日規則第 37 号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(健康福祉部衛生指導課)